

行田委員

皆様方もお読みになったかもしれませんが、一昨日の新聞各紙に国民生活白書の記事が出ており、その中には、長時間労働で家族関係が希薄化し、その希薄化が教育力に影響を及ぼしているという見出しの記事がありました。親の生活習慣に問題がある、親の責任感が弱いなどが取りざたされており、この記事は一見するとなるほどと思いますが、では、こうした問題をどのように解決していくのか、政治や行政の具体性が問われているのではないかと考えております。

この委員会も同じことなのではないかと考えており、教育の理想と現実の溝をいかに具体的に埋めていくかが我々の役割ではないかと考えております。そうした観点からも、本日の質疑に入らせていただきたいと思いますと考えております。

まず、学校の教職員の職場環境についてお聞きしたいと思います。

児童・生徒の最大の教育者は親であり、教職員自身であると私は認識しております。委員会初日の杉本委員の指摘にもありましたが、教職員にもやはり様々な教職員がおります。教育長からは、毎年、約20人から30人の教職員の不祥事が起こっているという話があり、そういう現実もあるわけです。しかしながら、一方で、本当にまじめに児童・生徒のために頑張りたい、教職員として教育に専念をしたいのだが、教育に専念しにくい環境に教職員が置かれ、身体の不調を訴え、精神障害に陥る教職員も増加している状況にあるという話もよく聞いております。

そこでまずお伺いしますが、一般的にも精神障害の方が非常に増えている中で、神奈川県における公立の小・中・高等学校の教職員が精神的な病気を含め、病気を理由として学校に出てこられなくなった人数についてお聞かせください。

教職員課長

教職員の休職者数でございますが、平成18年度は休職者全体で283人、そのうち、今お話がありましたメンタル系の精神性疾患による休職者が173人となっております。ちなみに、15年ほど前にさかのぼり、平成3年度の状況を申し上げますと、休職者全体で156人、そのうち、精神性疾患による休職者は48人ございました。平成18年度と平成3年度を比較しますと、休職者全体で127人の増、精神性疾患では125人の増という形で、ほぼメンタル系の増が休職者の増を押し上げているという状況でございます。

行田委員

数字を具体的に出していただき、うわさには聞いていましたが、やはりこれは衝撃的な数字ではないかと思います。今、15年前の数字と現在の数字の説明がありました。メンタル系の休職者数が倍以上に増えているという現状が分かったわけです。なぜ教職員がこういう状況に追い込まれるのかは一概にはかることはできません。こうした中、神奈川力構想・実施計画（案）の51ページにアンケート結果が出ております。ここには、教育委員会が学校関係者向けに意識調査を行い、教職員が日々の業務で感じていることが載せられています。そこには、小・中・高等学校の教職員の第1位の問題として、授

業や教材研究等に費やす時間がとれなくなったこととなっております。事件を起こす教職員が増えているわけですが、多くの教職員は、児童・生徒のために何とかしたいという思いで教育の現場に立っているわけです。基本的には、やはり本当にまじめな教職員が多く、この現実とのはざ間の中で精神的に苦しくなるという人も中にはいるのではないかと思います。そこで、こうした教職員が日々の業務で感じていることへの調査結果に対して、県は今までどのようなことを行ってきたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

教職員課長

今お話のありました調査は、教育事情に対して教職員、保護者及び生徒がどのようなことを感じているかということで、平成17年8月から10月にかけて実施したもので、やはり教職員が職場で子供と接する時間がなかなかとれないという声が真実として上がってきた結果だと思っております。国の中央教育審議会の本年3月の答申におきましても、教職員に子供たちを指導する時間の余裕がなくなっている状況を踏まえ、教職員の処遇について見直しを行い、それぞれの職に応じた役割分担の明確化を図ること、また、新たな職務設置も含めて、学校の組織運営体制の見直しを図ることといった提言がなされております。

本県におきましては、中央教育審議会による提言以前に、こういった調査を踏まえ、学校運営組織を見直し、職場環境の改善に取り組んでいく必要があると考え、平成18年4月には、従来の学校運営組織を見直し、細分化されていた各種委員会を再編統合し、また、校長及び教頭の補佐を担うという形で総括教諭制度を導入いたしました。また、各教職員が全員参加する会議をなるべく見直し、校長、教頭及び総括教諭をメンバーとする企画会議を設置することによって、教職員の会議にとられる時間をなるべく減らしていくための見直しをしております。さらに、平成19年4月には、副校長制度を導入し、校長不在時に様々な細かい決裁を代決する権限を持った副校長を配置することによって、なるべく効率化を図れるような取組をいたしました。

行田委員

いろいろ手は打っており、お聞きしながらなるほどと思いました。例えば、運営組織の再編統合を行い、副校長を設置するなど、制度をつくるというのは分かります。目的があり、それを解決するために制度をつくるということは当然のことだと思うのですが、それをいかにして現実にも有効にしていくかということが非常に重要なのだと思います。具体的に結果を出して、どのように児童・生徒や保護者にこたえていくかということの検証が必要になってくると思います。

今、いろいろなお話をお聞きしましたが、私は、皆さんから頂いた資料をすべて読みました。読ませていただいた中で、新しい話はたくさん出ており、現実にも現場で困ってから対策を打っているという話でしたが、「教職員人材確保・育成基本計画（仮称）」にはいろいろ書いてあるのですが、最後の19ページになってやっと「教育環境の総合的な整備」の中で、「学校が教育環境の総合的な整備を行う」という一文が出てきました。今の答弁の内容とこの文章の中身を見ると、やはり緒についたところであって、これからまだまだ具体的にやらなければいけないことがたくさんあるのだと思っています。

少しミクロの話に入っていきたいのですが、学校ごとに状況が異なるのは当然ですが、現実の問題の把握なしに対策はないと思っておりますので、教職員が何で多忙なのか、具体的に把握しているものがあったら教えてください。

教職員人材担当課長

教職員の勤務実態及び意識についての御質問にお答えします。

文部科学省では、昨年度、全国の公立の小・中学校2,000校の教職員4万6,000人、公立の高等学校300校の教職員1万5,000人を対象に、教職員が勤務日1日について、どのような業務にどのくらい携わったかという勤務実態調査を実施しました。その集計結果といたしましては、通常期の残務時間は、公立小学校ではおおむね1日に2時間程度という状況で、その内容としましては、成績処理や授業準備といった業務となっております。また、この勤務実態調査と併せまして、文部科学省では公立の小・中学校の教職員を対象に、職場での満足感、負担感、ストレス等に関する意識調査を実施しております。現在、その暫定集計が出ておまして、その中で、教職員は教職員という職業にやりがいや誇りを持っておりますが、残業や休日勤務も多く、休暇を取りづらいと考えているということでございます。また、デスクワーク的な業務に忙しさを感じているという結果が出ております。

行田委員

分かりました。今、ここで細かいことを質問し、突っ込んで話しても、これからやらなければいけないことがたくさんあると思いますので、ここで要望させていただきます。今の話は分かるのですが、現実の問題として、制度を整備することが目的ではないのだと思います。具体的に苦しんでいる人の力になることが肝要であると思います。各人各様であることは分かっているわけですが、しかし、教職員の日常を可能な限り把握し、組織や仕組みに起因するところは改めるべきだと思います。

教職員の質も、昔に比較して変化しているということも、話を聞いて分かりますので、昔と比較して一体何に時間がとられているのかといった、現状の把握を行い、必要な手を打っていただきたい。そして、教職員が実感として時間がとれるようになった、やらなければいけないことができるようになったという状況をつくっていくべきだと思います。教職員が教職員の仕事に専念できる環境をつくることのできる施策を強く要望させていただきます。

次の質問に移りたいと思います。養護学校における施設機能の改善について質問させていただきます。これまで養護学校への入学を希望する児童・生徒の増加による養護学校の過大規模化対策として、津久井養護学校、さらには来年3月の完成を目指して現在建築を進めている金沢養護学校と、順次計画的な整備が進められているわけですが、一方で、こうした新校以外の既設校は、ほとんどが昭和40年代から50年代に建てられ、25年以上経過し、老朽化が進んでいると認識しております。そこで、既設校における設備の整備についてお聞きしたいと思います。

まず、現在、養護学校の新校整備が進められている中で、養護学校に通う子供を持つ保護者に見てみると、良好な特別支援教育を受けるといった観点から、新校と既設校との施設の面で格差といった問題が出てくると思っています。そこで、既設校の設備改修

にこれまで取り組んだものについて説明していただきたいと思います。

子ども教育支援課長

平成11年度以降、つまり茅ヶ崎養護学校以降の新設校を除きますと、委員御指摘のように、既設の養護学校が設置後、27年から38年が経過しており、新設校と比べ整備されておらず、あるいは社会環境の変化に対応していないといった点がございますので、教育環境の向上を図るために、空調設備の設置、トイレの改修、廊下や階段への手すりの設置等、機能改善のための設備改修を行ってまいりました。

行田委員

今、話のあった修繕のうち、私は特にトイレの修繕は日常的な対応で、例えば和式トイレを洋式にする、車いす用に大きくするなど、障害のある児童・生徒にとって、日々の学校生活にかかわることなので、非常に大切だと思っております。そこで、養護学校に設置したトイレの数、和式と洋式の内訳について、具体的に教えてください。

子ども教育支援課長

県立養護学校は現在22校ございます。このうち、こども医療センターに併設される横浜南養護学校と、横浜市立の小学校を仮校舎として借用しております金沢養護学校の2校を除いた20校の状況で申し上げます。

男子トイレの数が156箇所、女子トイレの数が169箇所でございます。和式、洋式の内訳でございますが、男子トイレに関しましては、総数334基のうち和式が63基、洋式が271基で、洋式便器になっている率が81.1%でございます。また、女子トイレにつきましては、総数474基のうち和式が122基、洋式が352基、洋式便器になっている率が74.3%でございます。

行田委員

洋式便器が増えてきているということはよく分かります。しかし、一律に養護学校の和式トイレを洋式化するといったことでトイレ改修が事足りると思っております。実際に細かい事情を考えれば、例えば児童によっては他の子供たちが使用した便座には座れない子供がおり、また、卒業後、就労する際に社会に適応していくためには、一定数の和式トイレも必要であるという話も聞いております。そこで、これまで様々なトイレ改修を行ってきたと思っておりますが、県としては、1基幾らくらいかかると、これまでどれくらいお金をかけてきたのかお聞きします。

子ども教育支援課長

機能改善事業につきましては、平成15年度から実施しておりまして、そのうちトイレの改修工事につきましては、排せつに当たって介助を必要とする児童・生徒が多い肢体不自由校より順次改修をさせていただいております。今まで6校において28箇所のトイレ改修を実施しており、学校の状況により改修工事の規模の違いがございまして、改修工事費としては、全体で2,718万6,000余円という額を執行しております。規模の大小、機能の違いもございまして、1基平均というところでは計算しておらず、総額でこのようになっております。

行田委員

分かりました。養護学校の老朽化対策や新校の整備は多額の費用と一定の期間が必要

なことです。一朝一夕には進まないと理解しており、そういう意味では、これを補完するトイレ等の機能改善整備事業は現実的な対応であり、即応性という意味では評価できる事業だと考えておりますが、今後、この事業をどのように展開しようと考えているのかお聞かせください。

子ども教育支援課長

入学してくる児童・生徒には、重度化、長期化という傾向がございます。しかも、その状態もそれぞれの個人を見ていけば、大変多様化し、時代の進歩に伴い生活環境も変化しておりますので、障害のある児童・生徒が健康で安全に学校生活を送れるよう、教育環境の更なる整備に向け、今後もこの機能改善事業に努力してまいりたいと考えております。

行田委員

費用がかなりかかるというところで、質問を1点しておきたいのですが、私の聞いている範囲では、一般の学校を建築するには大体15、6億円くらいかかり、金沢養護学校の建築は総額で約26億円かかるということです。

ここで確認しておきたいのですが、金沢養護学校の建築に係る契約方法、発注のプロセスを確認させていただきます。要は、無駄がないかどうかというところだけ確認をしておきたいと思っております。

子ども教育支援課長

いわゆるプロポーザル方式をとっており、私どもが仕様を示し、これを県土整備部に依頼し、プロポーザルで業者を募るという形式でやらせていただいております。

行田委員

分かりました。要望させていただきたいと思っております。

児童・生徒の増加によりまして、養護学校の過大規模化に対応した新校整備は無論大切なことで、計画的に進めなければならないということも、よく分かっているわけですが、その一方で、学校のトイレ改修をはじめ、比較的小さな修繕は日々学校生活を送る子供たちにとっては非常に欠かせないものだと思っております。

機能改善整備事業は、事業の目的でもあるこの養護学校の機能の改善につながるのではないかと考えています。そして、こうした小さな積み重ねが、私の養護学校に対するささやかですが強い思いでもあり、予算を含め、具体的な改善計画を策定していただき、引き続きこの事業の推進に努めていただきますよう要望したいと思っております。

次に、特別支援教育の推進について伺いたいと思っております。近年、児童・生徒の障害の重度化、長期化、多様化に伴い、一人一人の教育ニーズに応じた適切な教育の実施、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携の必要性を背景として、学校教育法の一部が改正され、本年4月から新たに特別支援教育が推進されることになりました。このことに関連して、就学指導について数点伺いたいと思っております。

最近では、従来の障害児に加え、発達障害にある子供も増え、障害の多様化が進んでおります。こうした中、未就学の児童・生徒の保護者が、自分の子供の状況に応じて、例えば小学校の通常学級に行くのが良いか、特別支援学級に行くのが良いか、養護学校に行くのが良いかといった、入り口の部分で悩むことがあると聞いておりますが、私も

そのように思います。こうしたことに対して、就学指導の仕組みはどのようになっているのか、まずお伺いします。

子ども教育支援課長

就学指導につきましては、就学期を迎えた子供たち一人一人がどのような支援を必要としているのかを的確に把握し、保護者の意向を十分に踏まえた上で、適切な教育の場を決定するといった取組がございます。こうした取組は、学校教育法施行令の中に定められており、まず市町村の教育委員会が保護者はもとより、教育学、医学あるいは心理学、その他障害のある児童・生徒等の就学に関する専門的知識のある方々の意見を聞いた上で、就学先を決めることになっております。具体的に申し上げますと、児童・生徒の状況の把握、保護者の意見を聞くための相談の機会の設定、保育園、幼稚園、場合によっては総合療育相談センター等の関係機関からの情報収集、そして、医師を中心とする専門家の意見聴取をまず行います。

一般的には、こうして得た情報をもとに、教育委員会の諮問を受けた就学指導委員会で審議を行い、そこでの答申に基づいて、改めて保護者との相談を行い、就学先を決定するということとなります。つまり、障害の状況だけで教育の場を決定するといった一方的なものではなく、適切な支援の在り方を保護者とともに考えていくという姿勢を、相談活動をする上で大事にしていかなければならないと思っております。

行田委員

適切な指導、支援を保護者と一緒に考えながら行っていくということはよく分かりました。

就学指導委員会の役割はよく分かるのですが、例えば、自分の子供には支援が必要ではないかという疑問を持ちながら、就学指導委員会の指導に従って小学校の通常学級に入学し、入学後、学校にうまく適応できずに、悩みを抱えている保護者がいるという話も実際に耳にしますが、こうした入学後のフォローということについて、県教育委員会としてはどのように考えているのかお聞かせください。

子ども教育支援課長

就学指導は、一義的には未就学児童を対象に就学先を決めるということですが、決して義務教育の9年間のすべてを決めるというものではございません。何よりも、就学した児童・生徒が楽しく充実した学校生活を送ることが一番大切なことですので、県といたしましても、市町村に対して、入学後の子供の状況をしっかり把握し、その子供に合った指導内容、指導方法、あるいは指導体制について、適切に対応できているかどうかを見直すなど、いわゆるフォローアップに努めるよう指導しております。

こうした小・中学校の支援の一つとして、県教育委員会といたしましては、子供一人一人の教育課題に対応できるよう、平成16年度から小・中学校の教職員を対象に、教育相談コーディネーターを養成し、今年度中に全小学校に配置いたします。今後とも、子供たち一人一人の教育ニーズを把握しながら、適切な指導、必要な支援ができるよう努めてまいりたいと思っております。

行田委員

平成16年度から教育相談コーディネーターという仕組みがあるということで、これは

これで非常に私の悩みをカバーしてくれる制度だと思うのですが、ただ、これは私見ではありますが、実際にはこの制度を知らないで、悩みを抱えた保護者が相当いるのではないかと思います。せつかくの良い制度であっても、これを本当に必要としている人たちに活用されなければ意味がないと思いますが、こうしたことについてはどのようにお考えですか。

子ども教育支援課長

教育相談コーディネーターにつきましては、昨年度までの3年間で467人を養成させていただきました。これは、政令指定都市及び中核市を除いて、今年度中に本県の小・中学校に配置できる人数を養成させていただきました。

このコーディネーターは、保護者からの相談を受け、あるいは子供の具体的な課題を検討するケース会議を中心に運営し、あるいは必要によっては、外部機関との連携をとり、校内の支援組織の中心的な役割を担うということになっております。

県は、これまでも市町村の担当者の集まる会議で直接説明するとともに、パンフレットを作成し、教育相談コーディネーターを核とする学校の協働の在り方といったパンフレットや、支援教育の全体が分かるリーフレット等も作成いたしました。ただ、委員御指摘のように、この制度の存在が十分に周知されていないということは、私どもも認識しておりますので、こうした相談コーディネーターを中心とする支援教育の在り方につきましては、保護者あるいは教職員への浸透というものを、市町村教育委員会を通じて、各学校にも図っていきたいと思っております。

行田委員

パンフレットを作成しているということでしたが、これが一体だれの手に渡っているか、また配布をする際に、「このように渡してください」、「こういう配布の仕方をしてください」というようなことを話しているのでしょうか。

子ども教育支援課長

一人一人に配るほどの量がございませんので、学校単位で、こういう意味で使ってくださいという一文を添え、各市町村を通じて、学校に配布させていただいております。

行田委員

分かりました。一人の子供を救うという1点で、この制度の周知を徹底していただきたいと思っております。要望でございますが、特別支援教育の推進は、まだ緒についたばかりだと思います。国も地方もその進め方については、いろいろと試行錯誤、工夫しながら前に進んでいくのではないかと考えております。この教育相談コーディネーター制度は、障害のある子供を持ち、就学のことで日々悩み、まさにすぎるような思いで助けを求めている保護者にとっては、大変大切な仕組みだと考えています。この制度をこうした方々にあまねく知っていただけるよう、広く周知を行い、特別支援教育を一步でも前に推進していただきたいと思っております。

続きまして、学校緊急支援チームについて伺いたいと思っております。委員会初日に、大井委員が細かく質疑しておりましたので、私は少し別の角度から伺いたいと思っております。

昨年末に子供たちのいじめや自殺はかなり社会問題化し、新聞やテレビでも連日報道され、特番を組んでは提言し、それはそれで効果もあったと思うのですが、日本の風潮

なのか、それともマスコミの宿命なのかもしれませんが、熱が冷めるとマスコミはこうした問題を取り上げなくなります。12月には毎日のようにテレビや新聞に出てきましたが、1月を過ぎ、2月、3月になると、問題が終わってもいないのに終わったかのような社会の風潮になっていったのではないのでしょうか。現実には、まだ苦しんでいる子供がたくさんいるわけですので、一朝一夕で解決できることではない、こうした問題に対して、我々大人が子供たちのために何ができるのか、短期的、中・長期的な視点で思考し、具体的に行動していく必要があると思います。

いじめ問題に関しましては、発生以前に重要な家庭教育、学校の教職員の役割や責任等について深く議論することが重要であります。やはり本日の質疑で一貫しているのは、制度というものは、あくまでも制度であって、制度をつくったから人が救われるというものではないという原点に立ち返り、質疑させていただきたいと思います。まず、参考までに、本県における過去3年間のいじめの発生件数について教えてください。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

平成15年度から17年度までの、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を合わせたいじめの発生件数でございますが、平成15年度は2,099件、平成16年度は1,804件、平成17年度は2,019件です。発生件数を年度別に申し上げますと、小学校では、平成15年度は444件、平成16年度は252件、平成17年度は393件、中学校におきましては、平成15年度は1,493件、平成16年度は1,405件、平成17年度は1,495件、高等学校では、平成15年度は156件、平成16年度は136件、平成17年度は126件、特別支援学校では、平成15年度は6件、平成16年度は11件、平成17年度は5件という状況でございます。全体の発生件数の増減率につきましては、平成16年度は前年に比べまして14.1%減少したところでございますが、平成17年度は再び増加ということで、前年に比べ11.9%増加しております。

行田委員

答弁いただきましたとおり、2,000件前後と件数が多く、平成16年度と平成17年度では1割くらい増加しているということですが、現実には、この裏に隠れているものもあると一般的に言われておりますので、放ってはおけないわけです。そこで、この学校緊急支援チームは、資料では新設ということですが、大井委員の質疑の際にもありましており、今までも似たような組織があり、その組織を強化したものが今回の学校緊急支援チームであると認識しております。そこで、お聞きしますが、これまでのチームは、一体どのくらい機能しており、どのくらいの出動回数があったのでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

これまでの緊急支援チームの活動状況でございますが、過去5年間の実績ということでお話をいたしますと、平成14年度は6件、平成15年度から平成17年度は各3件、平成18年度は6件、平成19年度は本日までに5件という状況になっております。なお、緊急支援チームということで私どもが派遣した場合以外にも、生徒指導担当の指導主事等が、チームということではなく、緊急出動した回数は毎年20件ほどございます。

行田委員

先日の答弁でもありましており、多くの場合は現場で対応しており、本当に手に負えない状況になった際に、現場から声が上がってチームが出動するということから件数

が少ないのだということは分かるのですが、せつかく制度をつくるのであれば、やはり限られた予算の中で行うわけですから、件数が増えるということが良いとは思いませんが、この制度が周知され、学校側の受入体制がしっかりしており、そして現実に子供が救われるという実効性を出さなければいけません。教育委員会で認知しているいじめの件数が2,000件あるのに対して、支援チームの出動件数としてではない件数でも約20件、チームとしての出動件数は、この4、5年で3件から6件となっておりますが、この現実から目を離してはいけないのではないかと思います。

要望させていただきますが、学校緊急支援チームは、学校への支援だけではなく、個別の児童・生徒の心のケアにも対応していくということなので、これはこれで私はなるほどと思いましたが、この事業を徹底的に周知する必要があると、また、学校側の受入体制をしっかりつくっていくことが非常に必要であると思えます。出動回数が増えることは喜ばしいことではありませんが、支援チームに来てもらって良かったと学校が実感できるような活動をお願いしたいと思います。また、各学校では、保護者や地域とも連携し、いじめ等の問題の早期発見、早期対応を図っていただくことを、これは当然のことですが、重ねてお願いしておきます。

私も、文教常任委員会の一員として、現場を回り、現場のニーズを拾い上げ、そしてこのチームの効果を確認していきたいと思えます。また、施策に今後反映していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

行田委員

当委員会に付託されました定県第43号議案について、公明党神奈川県議会議員団を代表しまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

まずは、教職員の勤務環境についてであります。教職員の勤務状況は、年々多忙になり、教職員が子供に向き合う時間を確保することが難しくなっている指摘されております。授業や教材の準備等、本来の教職員の職務に専念できるよう、勤務環境の改善に取り組んでいくことは重要であると考えます。

これまで、県教育委員会におきましても、学校運営組織の見直し等に取り組んできたとのことでありますが、まだまだ改善を重ねる必要があると思えます。教職員の日常を把握の上、また、過去と現在の比較分析も行いながら、教職員が改善を実感できるような実効性ある対策を打ち出すため、教育委員会において十分検討を行うよう強く要望いたします。

次に、養護学校の施設整備についてであります。養護学校の過大規模化に対応し、整備を進めていくことは大切ですが、その一方で、既設の養護学校のトイレ改修等、施設の機能改善や維持のための施設整備も不可欠であります。厳しい県財政ではありますが、具体的な計画を策定いただき、着実な整備を進めるよう要望いたします。

次に、特別支援教育についてであります。特別支援教育の推進は、まだ始まったばかりであり、国も地方も試行錯誤の段階であると思えます。その中で、本県が新たに取り組んでいる教育相談コーディネーター制度は、障害を持つ児童・生徒や保護者にとって

大切な、希望を持つ仕組みであると考えております。この教育相談コーディネーター制度の活用が十分図られるよう、今後定期的な効果の検証と一層の周知徹底に努めながら、特別支援教育を推進するよう要望いたします。

次に、学校緊急支援チームについてであります。今回、新たな体制で学校緊急支援チームを編成し、学校に派遣することにつきましては、大いに評価するものであります。もちろん学校緊急支援チームを派遣するような事態が生じないことが理想ではありますが、いじめ等の重大な事案がまだまだ多い中、今後この事業を積極的に周知し、学校の支援に努めていただくとともに、定期的な効果の検証と必要に応じた改善の推進をお願いいたします。また、各学校においても、保護者や地域と連携をしながら、いじめ等の問題に早期かつ適切に対応できるよう、校内体制の充実を図るよう要望いたします。

以上、意見、要望を述べまして、当委員会に付託されました定県第43号議案に賛成をいたします。